



# SMTB年金ニュース

(平成27年2月10日)



三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金】

### 最低責任準備金算出方法の一部改正に係るパブリックコメント手続きの開始

平成27年2月9日、標題に関してパブリックコメント手続き(\*)が開始され、3月10日までの間、告示案に対する意見募集が行われております。

(\*) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140437&Mode=0>

#### I. 趣旨

第21回社会保障審議会年金部会(平成26年6月3日開催)において、財政の現況及び見通し(厚生年金本体の財政検証結果)が公表され、中途脱退者に係る代行部分の移換現価率が改正されること(平成27年1月22日付のパブリックコメント手続き②)等に伴い、厚生年金基金が解散した場合に、政府が厚生年金基金から徴収することとなる責任準備金相当額の算出方法を改正するもの。

#### II. 改正対象

『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法』(平成26年厚生労働省告示第95号)

#### III. 改正案の内容

本パブリックコメント手続き(\*)別添の新旧対照表のとおり改正する。

#### IV. 適用時期

告示日(予定)

なお、本件に関する実務上の取扱いについては、信託協会をとおして厚生労働省宛に確認を行う予定です。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595